

一般社団法人建築設備技術者協会 定款

平成 24 年 5 月 31 日改正
平成 25 年 4 月 1 日施行
令和 3 年 6 月 29 日改正

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人建築設備技術者協会と称する。

2 この法人の英文名称は、Japanese Association of Building Mechanical and Electrical Engineers と称し、略号を JABMEE とする。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(支部)

第 3 条 この法人の事業を推進するため、理事会の決議を経て必要な地に支部を置くことができる。

2 支部に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 4 条 この法人は、建築設備技術者の相互協力により、建築設備技術者の資質及び社会的地位の向上を図るとともに建築設備技術の進歩改善に関する調査研究及び普及を行うことにより、建築設備の健全化及び建築物の良質化に貢献し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第 5 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 建築設備技術の進歩改善に関する調査研究及び普及
- (2) 建築設備技術の向上に関する研修会等の開催
- (3) 建築設備士の登録事務
- (4) 建築設備技術者に関する情報の収集及び提供
- (5) 建築行政関係機関等への協力及び提言
- (6) 建築設備技術に関する国際交流
- (7) 建築設備に関する技術書及び機関誌の刊行
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は本邦及び海外において行うものとする。

第 3 章 社員

(法人の構成員)

第 6 条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 第一種正会員 建築設備士又は設備設計一級建築士で、この法人の目的に賛同して入会した者

- (2) 第二種正会員 第一種正会員以外の者で、公益社団法人空気調和・衛生工学会が行う空気調和部門又は衛生部門の資格検定試験に合格し、この法人の目的に賛同して入会した者
- (3) 準 会 員 前 2 号の会員以外の建築設備に関する技術を有する者で、この法人の目的に賛同して入会した者
- (4) 賛 助 会 員 この法人の事業を賛助するために入会した者又は団体
- (5) 名 誉 会 員 会長経験者、この法人に顕著な功労のあった正会員又は特別会員で、総会において推薦された者
- (6) 特 別 会 員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で、総会において推薦された者

- 2 この法人の社員は、第 1 種正会員及び第 2 種正会員（以下「正会員」という）の中から代議員選挙によって選出された代議員（100 人以上 120 人以内）をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の社員とする。
- 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会の決議を経て会長が別に定める。
- 4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 5 第 3 項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 6 第 3 項の代議員選挙は、2 年に 1 度、10 月に実施することとし、代議員の任期は選挙終了直後の 1 月 1 日から 2 年間とする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員選任及び解任（法人法第 63 条及び第 70 条）並びに定款変更（法人法第 146 条）についての議決権を有しないこととする）。
- 7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の代議員の補欠の代議員とするときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員（2 人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 人以上の代議員）につき 2 人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 9 第 7 項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第 6 項の代議員選挙終了の時までとする。
- 10 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様に当法人に対して行使することができる。
 - (1) 法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 法人法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 法人法第 57 条第 4 項の権利（総会の議事録の閲覧等）
 - (4) 法人法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
 - (5) 法人法第 51 条第 4 項及び 52 条第 5 項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
 - (6) 法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の

閲覧等)

- 11 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

(会員の資格の取得)

- 第 7 条 正会員、準会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会の決議を経て会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。
- 2 入会は、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(会費)

- 第 8 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

- 第 9 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。
- 2 退会しようとする者は、所定の義務を完了しなければならない。

(除名)

- 第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。
- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

- 第 11 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 第 8 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。
 - (2) 総代議員が同意したとき。
 - (3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

第 4 章 総会

(構成)

- 第 12 条 総会は、すべての代議員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第 13 条 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 会費の額
 - (2) 会員の除名
 - (3) 理事及び監事の選任又は解任
 - (4) 理事及び監事の報酬等の総額及び支給の基準
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
 - (6) 定款の変更

- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の決議をしたとき。
 - (2) 総代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員より理事に対し総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

- 第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
- 2 総代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第16条 総会の議長は、当該総会において代議員の中から選出する。

(議決権)

- 第17条 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

- 第18条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) 長期借入
 - (6) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

- 第19条 代議員は、代理人によって総会の議決権を行使できる。この場合においては、当該代議員又は代理人は、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。
2. 当該代議員又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

(書面等による議決権の行使)

- 第20条 代議員は、書面若しくは電磁的方法によって総会の議決権を行使できる。この場

合においては、当該代議員は、議決権行使書面又は電磁的記録に必要な事項を記載又は記入し、総会の前日までに当該記載した議決権行使書面若しくは電磁的記録を本会に提出若しくは提供しなければならない。

2 前項の規定により行使した議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。

(総会の決議等の省略)

第 21 条 総会の決議の目的たる事項について、理事又は代議員から提案があった場合において、その提案に代議員の全員が書面又は電磁的記録によって、同意の意思表示をしたときには、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 理事が代議員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことにつき、代議員の全員が書面若しくは電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、記名押印をしなければならない。

第 5 章 役員

(役員の設定)

第 23 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 40 名以上 48 名以内

(2) 監事 3 名以内

2 理事のうち、1 名を会長とし、5 名以内を副会長とする。

3 会長、副会長以外の理事のうち、常勤の理事として、1 名の専務理事及び 1 名の常務理事を置くことができる。

4 第 2 項の会長をもって法人法上の代表理事とし、前項の専務理事及び常務理事をもって法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。ただし、理事会で、会長、専務理事及び常務理事以外の理事を業務執行理事に選定することができる。

(役員を選任)

第 24 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。ただし、理事のうち 5 人以内及び監事のうち 1 人は、正会員以外の者から選任することができる。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

- 4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

- 第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の一部免除)

- 第30条 この法人は、役員が法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

- 第31条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第32条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職

(種別及び開催)

- 第33条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、毎事業年度4箇月を超える間隔で2回以上開催する。
 - 3 臨時理事会は、次の各号の位置に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の 1 週間前までに通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議等の省略)

第 37 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、本定款第 25 条第 4 項に規定する報告については、この限りではない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 委員会及び事務局

(委員会)

第 39 条 この法人の事業を行うために、必要に応じて理事会の決議を経て委員会を設置することができる。

2 委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

(事務局)

第 40 条 この法人の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を得て、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第 8 章 資産及び会計

(事業年度)

第 41 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(資産の管理)

第 42 条 この法人の資産は、会長が管理し、その管理方法は、理事会の決議により会長が別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第 43 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 44 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置きするとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

(1) 監査報告

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事、監事の名簿

(4) 事業計画及び予算に関する書類

(5) 許可、認可及び登記に関する書類

(6) 定款に定める機関の議事に関する書類

(7) 理事、監事及び代議員の履歴書

(8) 職員の名簿及び履歴書

(9) その他必要な帳簿及び書類

(剰余金)

第 45 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(長期借入金)

第 46 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の決議を経なければならない。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 47 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 48 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 49 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、この法人と類似の目的を有する他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 50 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 38 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は川瀬貴晴とし、業務執行理事は森田雅文とする。